

広島県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年三月十九日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

鞆松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市藤江町字天満五一九九番地先から 福山市藤江町字坊涯地五二九七番地先まで		六・八〇〃三 三・四〇		三六六・〇〇	
	一〇・〇〇〃 三八・〇〇〇			三六六・〇〇	拡幅